

平成30年7月豪雨災害 生活支援・生活再建工程に関する問い合わせ窓口一覧

※8月6日（月）17時00分時点の内容を掲載しています。

（市外局番：0823）

項目	呉市役所の 担当窓口 （電話番号） 《時間》	備 考
③ 被災者台帳の整備 <div data-bbox="209 636 477 701" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> り災証明の申請受付, 証明書の発行など </div> <div data-bbox="165 822 491 873" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> ※この番号は「資料3」の左列の 項目番号に対応したものです。 </div>	収納課 (25-3199) 《8:30～20:00》	◆り災証明について 【受付場所】 ○本庁（1階特設窓口又は3階収納課）8:30～20:00 ○市民センター 平日 8:30～20:00 休日等8:30～17:00 ※被災状況の写真をお持ちの方は、り災証明書の発行が早まる場合があります。 ・写真：家屋等の損壊状況、土砂の流入等、浸水の深さ、サッシ・窓・壁等の破損状況がわかるもの ・所有者がわかるよう表札を含めて撮影したもの 【証明書の発行】 調査・整理が完了したものから随時発行しています。 【交付場所】 ○本庁（3階収納課） 8:30～20:00 ○市民センター 平日 8:30～20:00 休日等8:30～17:00 ※希望者には、郵送で対応します。
④ 相談体制の確立等 （被災者の生活上の相談受付）	被災者支援窓口 (25-2830) 《8:30～20:00》	※土日祝は8:30～17:00
⑤ ボランティアの派遣	くれ災害ボランティアセンター (25-3861) 《9:00～16:00》	くれ災害ボランティアセンター （呉市役所1階くれ協働センターフリースペース）
⑥ 心身のケア	東保健センター (71-9176) 《8:30～17:15》	西保健センター（25-3542）でも相談を受けています。
⑦ 消毒薬の配布等	保健総務課 (25-3525) 《8:30～17:15》	【配布場所】 ○各市民センター ○保健総務課（すこやかセンター5階）
⑨ 宅地内土砂・土石撤去 （人力等では撤去や運搬が 困難なもの）	家屋・がれき撤去班 （本庁舎7階） (25-5715) 《8:30～17:15》	※土日祝も受付け

項目	呉市役所の 担当窓口 (電話番号) 《時間》	備 考
⑩ 災害廃棄物処理 (広多賀谷多目的広場に 持ち込む場合など)	(災害ゴミ) 環境政策課 (25-3302) 《8:30~17:15》	【受付場所】 広多賀谷多目的広場 【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝を含む) ○家庭から出た災害ごみ(可燃ごみ等以外の畳, ふとん, 粗大ごみ(家具など), 家電等を含 む。)及び災害による土砂等 ○出し方などの詳細については, 担当窓口 におたずねください。 ※土砂のうち, 少量で車両通行に支障がない場 合は, 土嚢袋に入れて地域で取りまとめて出 していただくことも可。
⑪ 上下水道 (応急対策, 復旧対策)	(水道) 管路管理課 (26-1637) 《8:30~17:15》	
⑫ 住宅等の提供		
①公営住宅等の提供 ②民間賃貸住宅の借上 提供 ③民間空き家等の提供 呼びかけ ④応急仮設住宅の提供 ⑤民間社宅の提供	住宅政策課 (25-3391) (25-3830) (25-5711) 《8:30~17:15》	【対象者】 (1)災害により居住する住宅を失った方 (2)住宅が半壊又は一部損壊し, 継続して居 住することが困難となった方 ※後日, リ災証明書等を提出
⑬ 義援金の配分	福祉保健課 (25-3265) 《8:30~17:15》	
⑭ 災害見舞金等の支給		
災害弔慰金		
災害障害見舞金	福祉保健課 (25-3265)	【受付場所】 ○市役所 1 階 特設窓口 ○各市民センター
呉市災害見舞金	(25-3103)	
広島県災害見舞金	《8:30~17:15》	【対象】 災害により住居が全壊又は半壊した場合等
被災者生活再建支援金		【手続に必要なもの】 被災状況や申請内容により, 必要書類が異 なります。
災害見舞金 (社会福祉協議会)	呉市社会福祉 協議会 (25-3509) 《8:30~17:15》	(例)リ災証明書等

項目	呉市役所の 担当窓口 (電話番号) 《時間》	備 考
⑮ 税金・納付金等の減免, 免除		
固定資産税の減免, 納期の延長	資産税課 (25-3214) 《8:30~20:00》	
市民税の減免, 納期の延長	市民税課 (25-3195) 《8:30~20:00》	
税金の徴収猶予	収納課 (25-3201) 《8:30~20:00》	
税証明手数料の免除	市民税課 (25-3195) 資産税課 (25-3211) 《8:30~17:15》	(1)市民税関係 被災された法人・個人に係る税関係証明 (2)固定資産税関係 被災された個人(相続関係人含む)又は法人に係る税関係証明書等 ※いずれも被災, 復旧等に関する手続に用いるものに限りません。
住民票等交付手数料の免除	市民窓口課 (25-3161) 《8:30~17:15》	被災された方に限りません。 【対象となる証明書】 (1)住民票・戸籍の附票の写し (2)住民票の記載事項に関する証明書 (3)個人番号カードの再交付 (4)個人番号通知カードの再交付 (5)身分に関する証明書 (6)印鑑登録証明書
通知カード・マイナンバーカードの再交付手数料の免除	市民窓口課 (25-3161) 《8:30~17:15》	※り災証明書の提示(書面確認)が必要です。 (り災証明書申請中等の場合は「手数料免除申請書」の提出が必要です。)
介護保険料の減免	介護保険課 (25-3176) 《8:30~17:15》	災害により, 住家の全壊(全額), 半壊・床上浸水(半額), 生計維持者の死亡, 傷病, 事業収入の減少など, 一定の要件に該当する場合, 申告により災害が発生した日から1年以内の納期に係る保険料を減免します。
介護保険サービス利用料の免除	介護保険課 (25-2626) 《8:30~17:15》	平成30年7月豪雨により, 次のいずれかの要件に該当される方は, 介護サービス事業所にその旨を申告することで, 利用者負担額(食費, 居住費(滞在費), 日常生活費用等を除く。)の支払いが免除されます。(平成30年10月末まで) 【対象者】 ①住家の全半壊, 床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 ③主たる生計維持者の行方が不明である方 ④主たる生計維持者が業務を廃止し, 又は休止された方 ⑤主たる生計維持者が失職し, 現在収入がない方
総合事業サービス(指定事業所提供分)利用料の免除	介護保険課 (25-3149) 《8:30~17:15》	

項目	呉市役所の 担当窓口 (電話番号) 《時間》	備 考
⑮ 税金・納付金等の減免, 免除		
国民健康保険料の減免	保険年金課 (25-3153) 《8:30~17:15》	災害により, 住家の全半壊, 床上浸水の被害を受けた場合又は主たる事業の用に供する資産に受けた損害額(保険金等により補てんされた額を除く。所得による制限あり。)が資産の20%以上の場合, 災害が発生した日から1年以内に到来する納期に係る保険料を12.5~100%までの割合で減免します。
後期高齢者医療保険料の減免	保険年金課 (25-3156) 《8:30~17:15》	住家の全半壊, 床上浸水の被害を受けた場合, 災害が発生した月から1年間の保険料全額を月割で減免します。
国民健康保険の一部負担金(窓口負担)の免除	保険年金課 (25-3154) 《8:30~17:15》	平成30年7月豪雨により被災され, 次のいずれかの要件に該当される方は, 医療機関等の窓口でその旨を申告することで, 一部負担金(窓口負担)の支払いが猶予・免除されます。 (平成30年10月末まで) 【対象者】 ①住家の全半壊, 全半焼, 床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 ③主たる生計維持者の行方が不明である方 ④主たる生計維持者が業務を廃止し, 又は休止された方 ⑤主たる生計維持者が失職し, 現在収入がない方
後期高齢者医療の一部負担金(窓口負担)の免除	保険年金課 (25-3156) 《8:30~17:15》	①住家の全半壊, 全半焼, 床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 ③主たる生計維持者の行方が不明である方 ④主たる生計維持者が業務を廃止し, 又は休止された方 ⑤主たる生計維持者が失職し, 現在収入がない方
保育料の減免	子育て施設課 (25-3144) 《8:30~17:15》	自宅建物が全壊・半壊・一部損壊・床上浸水の被災をされた方は, リ災証明書の提出により, 被災した日の属する月(平成30年7月)から1年間, 保育料の全額または一部を免除します。
放課後児童会分担金の減免	子育て支援課 (25-3254) 《8:30~17:15》	自宅建物が全壊・半壊・一部損壊・床上浸水の被災をされた方は, リ災証明書の提出により, 被災した日の属する月(平成30年7月)から1年間, 分担金を免除します。
障害福祉サービス等利用者負担額の免除	障害福祉課 (25-3523) 《8:30~17:15》	自宅建物が全壊・半壊・一部損壊・床上浸水の被災をされた方は, リ災証明書の提出により, 被災した日の属する月(平成30年7月)から1年間, 障害福祉サービス等利用者負担額を免除します。
国民年金保険料の免除	保険年金課 (25-3157) 《8:30~17:15》	被害が著しいことにより保険料納付が困難な場合, 申告により保険料を免除します(所有財産のおおむね2分の1以上の損害)。
斎場使用料の免除	環境政策課 (25-3298) 《8:30~17:15》	災害により死亡された方に対する斎場使用料を免除します。

項目	呉市役所の 担当窓口 (電話番号) 《時間》	備 考
⑮ 税金・納付金等の減免, 免除		
上下水道料金等の免除	上下水道局 営業課 (26-1615) 《8:30~17:15》	(1) 居住用の家屋が, 全壊, 半壊, 一部損壊及び床上・床下浸水したお客様について, 当該者の居住用家屋の上下水道料金等を次のとおり免除(申請必要) ア リ災場所に係るり災日の属する1期分(2か月)の料金 イ 家屋全壊・半壊等のため市内に転入居した場合, その転入居先における入居した日の属する期から次の期間に係る上下水道料金等 ・全壊, 半壊…最長12期(2年)分 ・一部損壊, 床上及び床下浸水…最長3期(6か月)分 (2) 断水したお客様について, 上下水道料金等の基本料金(7月分)を免除(申請不要)
消防関係手数料の免除	消防局 予防課 (26-0323) 《8:30~17:15》	災害により被害を受けた危険物施設を現状復旧する場合, 設置・変更許可申請等の手数料を減免します。
⑯ ライフライン<道路>, ⑰ 交通機関<呉線>, ⑱ 交通機関<バス>		
国道185号, 主要地方道路関係	交通政策課 (25-3399) 《8:30~17:15》	
JR呉線, バス関係	交通政策課 (25-3239) 《8:30~17:15》	